

じん肺法〔抜粋〕

(昭和 35 年 3 月 31 日法律第 30 号)

最終改正:平成 16 年 12 月 1 日法律第 150 号

(エックス線写真の像及びじん肺管理区分)

第四条 じん肺のエックス線写真の像は、次の表の下欄に掲げるところにより、第一型から第四型までに区分するものとする。

型	エックス線写真の像
第一型	両肺野にじん肺による粒状影又は不整形陰影が少数あり、かつ、大陰影がないと認められるもの
第二型	両肺野にじん肺による粒状影又は不整形陰影が多数あり、かつ、大陰影がないと認められるもの
第三型	両肺野にじん肺による粒状影又は不整形陰影が極めて多数あり、かつ、大陰影がないと認められるもの
第四型	大陰影があると認められるもの

改正じん肺法の施行について〔抜粋〕

(昭和 53 年 4 月 28 日 基発第 250 号)

(各都道府県労働基準局長あて労働省労働基準局長通達)

第一 法律関係

三 エックス線写真の像及びじん肺管理区分(第四条関係)

(一) 改正後のじん肺法(以下「新法」という。)に基づくエックス線写真像の区分の判定は、別途発行される「じん肺標準エックス線フィルム」(昭和五三年)を用いて行うこととするので、じん肺健康診断を行う医療機関に対し、この旨を指導されたいこと。